

## 所得税・住民税申告相談のお知らせ

令和7年分所得税及び令和8年度住民税の申告相談を次のとおり行いますので、期限内に申告されますようお願いします。

1. 申告相談期間：令和8年2月12日（木）～3月16日（月）（文化センター休館日の3月2日及び土日祝を除く。）

詳細は裏面「申告相談日程表」をご確認ください。（3月8日（日）は事前予約制で実施します。）

2. 申告相談会場：観月台文化センター3階 第1研修室及び第2研修室 直通TEL 585-1083（申告期間に限る）

3. 持参するもの：

①事業収入（農業・営業・不動産）のある方は、一年間の収支が分かる帳簿及び領収書

②給与所得者及び年金受給者の方は、源泉徴収票

③土地・建物等の譲渡をした方は売買契約書又は買取証明書等の書類

④生命保険料（一般生命保険、個人年金、介護医療）、地震保険料の控除証明書

⑤社会保険の任意継続加入者の方は保険料領収書

⑥国民年金保険料の納付がある場合は控除証明書

⑦医療費控除を受ける場合は、記入済みの「医療費控除の明細書※」

⑧申告する方の通帳

⑨前年分を税務署で申告した方は税務署からの通知（「確定申告のお知らせ」はがき又は封書）

⑩マイナンバーカード等の本人確認書類

※医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成し、併せて各医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類を忘れずにお持ちください（11月～12月分の医療費が記載されていない場合は、未記載分の領収書をご持参ください）。

4. 申告が必要な方（裏面のフローチャートと併せてご確認ください）

①『農業、営業など事業を営んでいる方』、『地代・家賃・配当等の所得がある方』

②給与所得者の場合は『給与の年収額が2,000万円を超える方』、『給与の他に所得がある方』、『2ヶ所以上から給与をもらっている方』、『年末調整未済の方』等に該当すれば申告が必要となります。

③土地や建物を譲渡した方の場合は、『公共事業のために譲渡したことにより、所得税がかからない』場合でも申告は必要となります。

※税務署、町からの通知がない場合でも上記①～③に該当する方は申告が必要となります。

5. 税務署で確定申告する場合（税務署で申告される方は、町での申告は必要ありません）

場所：アクティブシニアセンター・アオウゼ（AOZ）（税務署確定申告書作成会場）

（福島市曾根田町1-18 MAXふくしま4階）

期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）午前9時15分～午後4時

※土日祝除く。ただし、3月1日（日）は開設

備考：会場の混雑緩和のため、入場には「整理券」が必要です。

詳細は福島税務署（TEL 534-3121）にご確認ください。

税務署相談会場（アオウゼ）  
入場券オンライン発行は  
こちらから



※町相談会の申込みではありません

申告相談会場における混雑防止対策について

①相談時間短縮のため、事前に自宅などで書類（事業所得、医療費控除等）の作成をお願いします。また、パソコン、スマートフォンからでも申告書の作成が可能です。作成した申告書はデータでの提出（e-Tax）や印刷して郵送・持参することも可能です。詳細は税務署のホームページをご覧ください。

②来場者が集中することを防ぐため、町内会ごとに日程の割り振りをしています。

③1階ロビーに受付を設置します。順番となり次第、お呼びします。

④当日の受付状況により、受付人数を制限します。

⑤平日の来場が困難な方を対象に、3月8日（日）は事前予約制により相談会を行います。

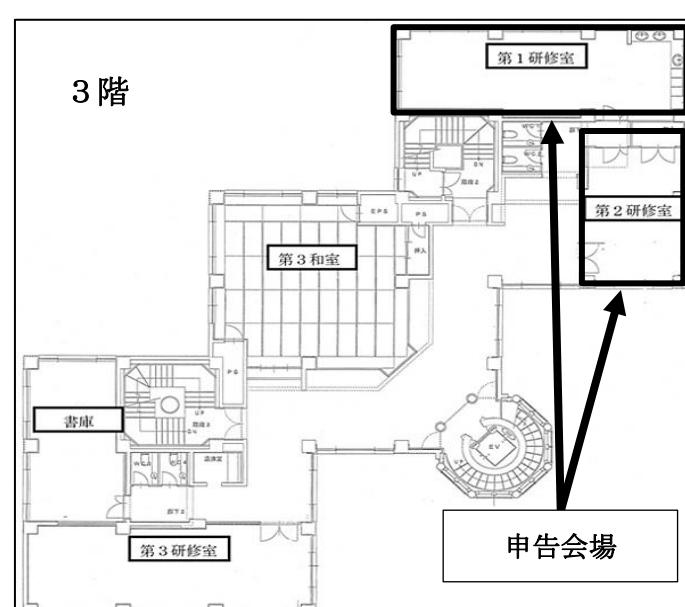
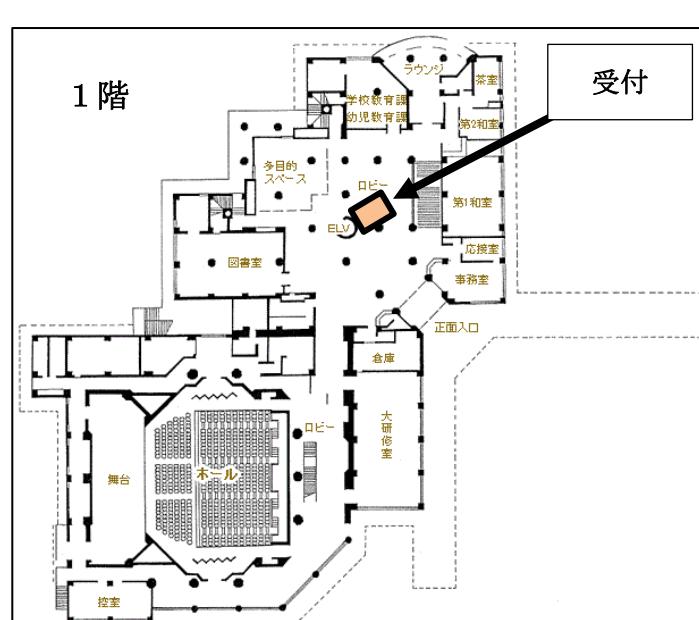
（注）事前予約は先着順になります。3月3日（火）までが予約期限となります。

上限に達し次第締め切りとさせていただきますのでご承知おきください。

事前予約はこちらから



会場図（国見町観月台文化センター）



## 令和8年申告相談日程表

[場所:国見町観月台文化センター] [受付:1階ロビー] [申告会場:3階第1研修室・第2研修室]

2月		町内会名 (午前9時~11時30分・午後1時~4時30分)	3月		町内会名 (午前9時~11時30分・午後1時~4時30分)
12日	(木)	小坂・太田川	2日	(月)	観月台文化センター休館日のため休み
13日	(金)	前田・泉田上・泉田中	3日	(火)	大町北・本町・宮町南・宮町北
16日	(月)	泉田下・鳥取・板橋	4日	(水)	宮東・町東・藤田光陽・藤田宮前
17日	(火)	板橋南・内谷西・内谷東	5日	(木)	原町・築館・並柳
18日	(水)	貝田・光明寺	6日	(金)	中部・北部・川内
19日	(木)	大木戸・高城・山根・上野	8日	(日)	全地区(事前予約制になります)
20日	(金)	鶴町・滝山・小林・山崎館	9日	(月)	森江野第1・第2
23日	(月)	振替休日のため休み	10日	(火)	森江野第3・第4
24日	(火)	山崎(北・小館・宮館・宮前)・源宗山(西・東・北)	11日	(水)	徳江北・森江野第7
25日	(水)	大坂・山崎耕谷・山崎沢田	12日	(木)	森江野第8・第9
26日	(木)	石母田(東・表・北・原・西)	13日	(金)	森江野第10・第11・第12
27日	(金)	駅前・錦町・大町南	16日	(月)	全地区(地区の指定はありません)

指定日に都合の悪い方は期間中いつでも申告相談できます。

申告会場(観月台文化センター3階) 585-1083(会場開設期間中のみ)

## 《申告フローチャート》～私は確定申告をする必要がありますか？～

